

東京都児童福祉審議会 第2回専門部会 議事録

1 日時 平成16年8月26日(火) 10:01~12:03

2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

3 会議次第

<議事>

1 議事

(1) 資料説明

(2) 意見聴取

4 意見陳述者

特定非営利活動法人里親子支援のアン基金プロジェクト副理事長 坂本和子 氏
金子運輸株式会社代表取締役 金子俊一 氏

5 出席委員

部会長 庄司順一委員

委員 大谷久雄委員、鈴木祐子委員、瀬戸純一委員、田辺まさ子委員、福田茂雄委員、
村井美紀委員、山田昌弘委員

<臨時委員> 江川修己委員、工藤定次委員

6 資料

(1) 東京都福祉審議会専門部会委員名簿

(2) 東京都児童福祉審議会第2回専門部会行政側名簿

(3) 第2回専門部会 論点整理(案)

(4) 児童養護施設等被虐待児童数

(5) 児童養護施設の子どもが現在抱えている問題

(6) 自立援助ホーム活動状況

(7) 意見聴取資料①

(8) 意見聴取資料②

(9) 本委員会・専門部会における主な意見

(参考資料) 自立への援助において確認すべき項目

東京都児童福祉審議会第1回専門部会資料集

2004社会福祉の手引

7 議事録（全文）

開会

○中山少子社会対策部計画課長 おはようございます。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。私は本審議会の書記長を務めさせていただきます福祉保健局少子社会対策部計画課長の中山と申します。この8月1日付で計画課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、委員の方の御出席について御報告させていただきます。本専門部会の委員数は12名でございます。本日は、網野委員及び渡辺委員から所用のため御欠席と御連絡をいただいておりますが、その他の委員の方10名は全員ご出席でございますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。早速、始めさせていただきますと存じます。

それから、本日は子どもの自立を支援する立場の方をお2人お招きして、自立援助のための課題について御意見を伺うことになっておりますので、そのお二方を御紹介いたします。

まず、長年、養育家庭を続けてこられ、現在は特定非営利活動法人里親子支援のアン基金プロジェクト、副理事長でいらっしゃる坂本和子様でございます。

○坂本副理事長 よろしくお願ひいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、自立援助ホームの子どもたちの職場実習の場の提供や施設退所後の児童の雇用など、民間企業の立場から、社会的養護の必要な児童の自立支援の取り組みを続けていらっしゃる金子運輸株式会社、代表取締役の金子俊一様でございます。

○金子代表取締役 金子です。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、お手元に本日の会議資料を配付してございますので御確認をお願いいたします。

資料1は、東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿でございます。資料2は、東京都児童福祉審議会第2回専門部会行政側名簿でございます。資料3は第2回専門部会論点整理（案）でございます。資料4は児童養護施設等被虐待児童数の資料、資料5は、児童養護施設の子どもの現在抱えている問題ということでまとめたものでございます。資料6は自立援助ホームの活動状況の表でございます。それから資料7は、本日御意見をいただきます坂本和子様にまとめていただきました資料でございます。資料8は、同じく金子俊一様の資料でございます。資料9は、第1回本委員会と第1回専門部会における委員の方々の主な意見ということで、事務局で整理させていただいたものでございます。これらをもとに本日の御審議を

お願いしたいと存じます。

以下、参考資料といたしまして、まず、1点目は、自立への援助において確認すべき項目という標題がついてございますが、これは児童虐待防止対策支援・治療研究会で作成いただきました、「子ども・家庭への支援・治療をするために」乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドラインというところからの抜粋でございます。本日の御審議の参考としていただきたいと思います。

また、第1回の専門部会にお配りしました資料集、これを本日、改めてお手元に配付させていただきます。

それから、2004年版の社会福祉の手引き、これは毎年、私どもの局でこの時期に作成しております福祉関係者のためのハンドブックのようなものでございますが、それらを参考として置かせていただいております。

以上が資料でございます。

なお、本日の議事内容につきましては、後日、東京都福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、皆様方には既に御案内かと存じますが、この8月1日付で東京都の組織改変がございました。旧来の福祉局と健康局が統合いたしまして、新たに福祉保健局が発足いたします。これまでの福祉局子ども家庭部は、新たに母子保健や周産期医療等の事業をあわせ持ち、少子社会対策部として新たなスタートを切っております。

これに伴いまして、行政側のメンバーに異動がございましたので、御紹介いたします。資料2の、第2回専門部会行政側名簿を御覧ください。まず、当審議会の幹事長を務めさせていただきます、福祉保健局少子社会対策部の朝比奈照雄部長でございます。

○朝比奈少子社会対策部長 朝比奈でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 福祉局企画担当部長の野口宏幸でございます。

○野口企画担当部長 野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 その他のメンバーにつきましては、お手元の名簿で御紹介にかえさせていただきますと存じます。

それでは、ここで少子社会対策部長の朝比奈から一言ごあいさつを申し上げます。

○朝比奈少子社会対策部長 おはようございます。少子社会対策部長の朝比奈でございます。当審議会の幹事長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。先ほど司会のほうからもお話がございましたが、8月1日をもちまして、福祉局と

健康局が統合いたしまして、新たに福祉保健局が発足をいたしました。子ども家庭部は新たに母子保健、小児医療、周産期医療等の事業に取り組み、少子社会対策部としてスタートをいたしました。

東京都は、全国一少子化が進んでいる地域でございまして、平成15年の合計特殊出生率は0.9987と、1.0を下回っております。子どもを産み育てやすい環境とともに、子どもが次代の担い手として健やかに育つ環境を行政としてどうつくっていくかが課題だと認識しております。

組織統合のメリットを生かしまして、医療分野と福祉分野の連携を強め、子どもと家庭に関する施策を強力に展開していきたいと考えております。

今期の審議会のテーマは、少子社会の進展と子どもたちの自立支援ということで、前半は、特に社会的養護のもとに育つ子どもたちへの自立支援のあり方を中心にご審議をお願いし、年度内には中間のまとめということで取りまとめる予定でございまして。重要な課題だと考えており、ぜひ忌憚のない御意見をいただき、東京都の施策にも反映をさせていきたいと考えております。また、本年度中には次世代育成支援行動計画を策定する予定でございまして、現在懇談会を設置し、有識者や企業、都民などの御意見を伺っているところでございまして。子どもの自立支援ということもこの計画の大きな柱となるというように考えております。

この審議会の中でも、来月、9月16日になりますけれども、本委員会を開催し、次世代育成支援行動計画の方向性について、様々な分野の専門家でいらっしゃる委員の皆様から御意見をいただき、反映をさせていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、庄司部会長に御進行をお願い申し上げます。

○庄司部会長 おはようございます。委員の方々のお名前とお顔がだんだん一致するようになってきて、これから議論も進めやすくなるかなと思います。これから第2回の専門部会を開催いたします。

前回の専門部会では、臨時委員の江川氏、工藤氏のお2人からお話をいただきました。児童虐待の問題が決して特別な例ではなく、今ではどこでも、だれでも起こり得るようになってきていること、その回復には時間がかかること、また、自立とは食べていける力を身につけることが大事ではないか、就労して社会に参加していくための具体策が必要ではないか、そのような御意見をいただきました。

自立ということを考えると、心のケアの問題と、それから現実的な生活を送るためのスキルを身につける、この両面が課題になってくるというように思います。

それでは、今日はお二方の御意見を伺う前に、まず事務局から資料の説明をしていただきますが、その前に、参考資料として、「自立への援助において確認すべき項目」というものがあります。これは先ほど御説明いただきましたが、児童虐待防止対策支援・治療研究会と

いう名称になっていますけれども、厚生労働省の担当者の方も入って、「子ども・家族への支援・治療をするために」という本としてまとめられたものです。日本児童福祉協会から6月に刊行されたのですが、子どもと家族への支援、あるいは治療について、各関係機関で、現在、どんなことが行われているかを網羅したものです。

その付録として、厚生労働科学研究の「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」というのを私が担当して、その中でこういうガイドラインをつくりました。ガイドラインの中で、特に自立の部分で、子どもの自立を考えるとこういった課題があるのではないかとすることを列挙したものです。自立に当たって、子どもたちがこういった課題をすべてクリアすることはできないと思いますし、必ずしもすべてできなくていいわけですが、関係者はこういう課題があるということ認識しておくことと、子ども自身、こういった問題で困ったことがあったら助けを求めるといこと、そういったことが必要ではないかと考えて列挙したものです。

それでは、まず、資料に基づいて、これまでの議論の中から見えてきた論点整理、これはいろいろな議論があったということで、まだ案の段階です。今日の御意見等もこの中に加えていくわけですが、それと社会的養護における自立支援策の現状について、事務局から説明をいただきたいと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、資料3から資料6までを一括して御説明させていただきます。

資料3は、これまでの第1回本委員会、及び第1回の専門委員会で皆様方からいただきました御意見、・・・これは資料9にまとめてございますが、それらをもとに、事務局として整理させていただいたものでございます。あくまでも事務局の案でございますので、これをたたき台として、本日以降、またいろいろ御審議をいただきまして、当部会としての論点をきちんと明確にさせていただければと思っております。

本審議会のテーマは、「少子社会の進展と子どもの自立支援～社会的養護の下に育つ子どもの自立支援～」ということで御議論いただいておりますけれども、まず、大きなポイントとして、3点、項目を掲げさせていただいております。

第1点目は、自立とは何か、そもそも自立というのは何を意味するかという定義づけ、これらについていろいろ意見をいただいておりますので、それをまとめております。

2点目としては、自立支援の問題点等ということで、検討の視点、現状、問題意識という整理をさせていただいております。

3点目は、現行システムの問題点等という項目で、同様に検討の視点、現状、問題意識という整理をさせていただいております。

まず、最初の自立とは何かということで、これまでの意見の概略をまとめたものですが、自立＝孤立ではない、すべてを一人でやるのではなく、必要なときはだれかに頼れること、虐待等の心の傷から回復していること、自分の力で食べていけること、地域で他の人とつな

がりながら生きていけること、こういうことを自立というのではないかという整理をいたしました。

2番目の、自立支援の問題点等でございますが、検討の視点を2つに区分してございます。心理的援助と生活の援助。生活の援助はそれぞれの場面、就労、進学、居場所の確保、社会参加、乳幼児期からの育ちというような区分で整理をさせていただいております。現状と問題意識について、御覧いただければと思いますが、概略だけ御説明いたします。

まず、最初の心理的援助の項目ですが、児童虐待の理由により措置される児童が増加している、また、非行、情緒障害等の問題を抱える児童への対応が難しい。そうした現状に対する問題意識として、心のケアのための専門的な職員が必要なのではないか、治療的機能を有することが必要なのではないかということを挙げております。

2点目の生活援助の項目ですが、就労という切り口では、就労自立の具体的な手だてに乏しい、就職して施設を退所後に転職を繰り返す者が多いという現状に対して、就労自立のための教育や、就職後のケアまで含む一貫した支援が必要なのではないか、資格取得のための費用援助が必要なのではないかといった問題意識があります。

進学というところでは、施設で育つ子どもの進学率は低く、進学しても中途退学するケースが多い、中卒では単純労働以外の仕事につくことが難しい面がある、単純労働者は、景気の動向に左右されるなどの現状。それに対し、社会的養護が必要な子どもだからこそ進学が必要なのではないか、これまで基礎学力をつけることがあまり重視されてこなかったのではないかという問題意識です。

居場所の確保では、自立に向けての場の確保が難しい、特に区部では家賃が高く、自立援助ホームの拡充が難しい、また、アパートを借りる際の保証人が見つかりにくいという現状。問題意識としては、18歳以降の居場所として、自立援助ホームの拡充が必要なのではないか、保証人になる人への経済的保障が必要なのではないか。

社会参加では、施設退所後の子どもが孤立しがち、地域における社会へのつなぎ役がない、非行等の問題がある子どもの再犯率が高いという現状。問題意識として、社会へのつなぎ役が必要、あるいは、地域で見守る存在が必要なのではないかということ。

乳幼児期からの育ちでは、生活の実感を持ちにくい施設環境、低年齢児からの自立を目標とするプログラムが乏しいということ。また、家庭や地域の養育力の低下、親自身が虐待やいじめの体験をしており、地域で孤立化している、子どもの育て方がわからないという現状。問題意識として、家庭的な環境できめ細かな支援を行うため、施設の小規模化が必要、子どもの選択を重視すべき、中高生への自立援助プログラムが必要。また、親自身が支援の対象なのではないか、虐待等の問題を予防する意味からも、社会全体での子育てを支援するべきではないかということを挙げております。

3番目現行システムの問題点等、これは法的整備と自立支援体制の整備という区分で2つに分けました。

まず、法的整備のところでは、年齢要件と措置変更というように、さらに細かい区分に分

けてございます。

年齢要件ということでは、現状として、社会状況が厳しい中、18歳であるとは自立してくれという制度は今の社会状況に合っていない、虐待の回復には時間がかかるし、年齢制限はないが、現在はそれを手当てする法制度がない。問題意識として、18歳を超えても、自立を支援する制度が必要。

措置変更のところでは、年齢により、乳児院と児童養護施設が分けられている、施設の中で問題を起こすと、他の施設へ措置変更される傾向がある。これに対して、乳幼児期からの育ちに着目した、子どもを最後まで抱きかかえるシステムが必要なのではないか、これまで以上に施設の養育力の向上を図るべきではないかということ。

2点目の、自立支援体制の整備ですが、これは施設等の区分でそれぞれ分けてございます。

児童養護施設の現状としては、生活の実感が持ちにくい、虐待、非行、情緒障害児等の増加、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行いにくい、地域との交流が少ない。問題意識としては、できるだけ家庭に近い、生活の実感を持てる環境が必要、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援が求められている、施設の中の子どもたちだけではなく、地域の親子も支援していくべき。

里親制度の現状では、18歳を過ぎると法的な担保はないが、里親が子どもにかかわらざるを得ないケースが多いなど里親の負担が大きい、一歩間違えると虐待を起こすリスクもあるのではないか。問題意識としては、里親の負担を軽減するための仕組みが必要、里親の養育力をより高めるためのトレーニングが必要、里親が孤立化しないための方策が必要、ということ。

自立援助ホームの現状としては、職員の絶対数が少なく、アフターケアが十分ではない。これに対し、トレーニングを受けた職員の確保が必要なのではということをおっしゃいます。

このような形で事務局として整理してございますので、これを土台として、また御議論をいただきたいと存じます。

続いて、資料4でございますが、これは、前回お配りした資料集の追加として取り扱っていただければと思います。児童養護施設等被虐待児童数について、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、それぞれの施設数、入所児童数、措置時の被虐待児数、入所後の被虐待児数（入所後に、入所前に被虐待の事実があったことが明らかになった児童の数）の合計、被虐待児の入所割合ということをお示ししております。児童養護施設につきましては、合計で施設数51、入所児童数2,646名、措置時の被虐待児数706名、入所後の被虐待児数795名、計1,501名、被虐待児の入所割合は56.7%です。

児童自立支援施設は2カ所、206名のうち、措置時の被虐待児数は13名、入所後の被虐待児数は98名、合計111名、割合は53.9%。

乳児院は10カ所、400名のうち、措置時の被虐待児数は87名、入所後の被虐待児数は32名、合計119名、割合は29.8%でございます。

資料5は、児童養護施設の子どもが現在抱えている問題ということで、昨年3月に東京都社会福祉協議会児童部会の調査研究部で調査をしていただきましたものを引用させていただきます。データ数は全部で2,812件でございますが、これを問題の中身と、男女別、年齢別に分け、主たる問題を抽出したものでございます。

2,812件のうち、問題なしという件数は1,328件、47.23%。問題ありのケースは合計1,388件で、49.36%になります。不明・無記入が96件で3.41%、合計で100%となります。それぞれの年齢によって主たる課題が異なっておりまして、ある程度の傾向も出ていると思われまますので、御参考にしていただきたいと思います。

資料6は、自立援助ホームの活動状況をまとめたものでございます。自立援助ホームにつきましては、第1回専門部会資料集の13ページに概要が出ておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。1番目の入所関係のところでは、自立援助ホームの入所相談件数、相談に対して入所があった件数、同じく相談に対して入所できなかった件数、年度別の延べ入所者数と入所前の状況等の内訳が出ております。(4)の入所児童が抱えている問題、これは複数回答ですが、様々な問題を抱えているということのデータでございます。

2番目の退所関係は、年度別の退所者数と退所先の状況、退所児童の入所期間のデータでございます。

それぞれ13年度から15年度までの3カ年を調査したものであり、7ホーム、定員70名について、私どもで調査をさせていただいたものでございます。

資料の説明は以上でございます。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○庄司部会長 ありがとうございます。この資料についても、御質問、御意見等があるかと思いますが、先に、本日お招きしているお2人から、日ごろの実践活動や子どもの自立支援に向けた課題について御意見をいただいて、その後、まとめて意見交換を行いたいと思います。

初めに、NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト、副理事長の坂本和子さんをお願いしたいと思います。83年に東京都の養育家庭となつて、97年にアン基金プロジェクトを立ち上げました。2003年12月にNPO法人として認可されています。現在、事務局長、副理事長としてご活躍です。

○坂本副理事長 初めまして。NPO法人里親子支援のアン基金プロジェクト、非常に長い団体名ですけども、その副理事長をしております坂本と申します。

突然、東京都の里親会の会長さんや、今日御出席の田中係長さんのほうから、里子の自立支援ということについて、こういう場で話してほしいと言われたもので、私も児童福祉審議会がどういうところかということも、・・・里子を里親宅に委託するときに、この審議会が審査をしていただくということは存じ上げているのですけれども、どのような先生方がいらっしゃるかも知らず、ほんとうに市井のおばさんということで、里親を経験したものと

うことで今日はお話しさせていただきます。いろいろ足りないところがあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

私がつくりましたレジュメに沿ってお話しさせていただきますが、初めにと書いて、私が考えたのは、もう既に皆様方が第1回目の部会で御審議されたことも含まれていますので、重複しているところがあるかと思いますが、先ほど庄司先生がおっしゃったように、子どもの自立支援ということは、心理的な面と、生活技術的な面と、職業につかせるということ、やはり大きく言って3つあると思うのです。私ども里親の力を発揮するところは心理的な面、すなわちかなり小さいときから、その子どもを家庭に引き受けたときからずっと見るわけです。広岡知彦さんという、最初に自立援助ホームをつくられた、もうお亡くなりになりましたがこの方の言葉が私は非常に強く心に残っています。この方が、こういう子どもたちの自立は一体いつなのか、どういうふうになれば自立なのかということ、子どもたちの養育を通してずっと考えてきたけれども、やはりこの子たちの心の問題が解決したときが自立なのであるとおっしゃっているのです。私は遺言じゃないかと思っています。生活技術の面とか職業選択とかいろいろありますが、すべて、この子どもが1人の人間として一生を送っていくその心理的な問題を、100%とは言わなくても少しでも解決していく方向に、社会のシステム、あるいは里親たちや実親さんも含めて、みんなが力を合わせてこの心理的課題を少しずつ子どもと一緒に解決していくということが非常に大きな働きではないか、そのように思っているわけです。

そういうようなところから、東京都では30年前から、ほんとうに先駆的だと思うのですが、この社会的養護の家庭的養護を2つの制度にお分けになって、養子縁組制度と養育家庭制度をつくられたわけです。私どもはその養育家庭制度のほうの養育家庭をずっと30年、私は20年くらいなのですけれども、やってきています。1996年ですから、今から7年ぐらい前でしょうか、私ども東京の養育家庭の会の中で、子どもたちがだんだん育ってきました。18歳近くになってきて、一体、この子たちはこれでこのまま里親家庭を離れて自立ができるのだろうかということが大問題になってきたわけです。まだ子どもたちが小さいときは、あまりそのようなことがなくて、とにかく家庭の中でこの子を養育していなくてはいくことでやってきたのですが、それで1年かけまして、里親の中から委員を10名ぐらい選びまして、このようなアフターケアハンドブックというものをつくりました。これが結実した1つの成果です。里親さんに配りまして、里子の自立をどういうふうにしていったらいいか、いろいろな問題があるときに見てほしいということのでつくれたのですけれども、これを検討する1年間の中で、やはり里親だけでは抱え切れないということが強く出てきました。

それで、東京都のほうに、例えば里子たちが自立した後も相談窓口、いわゆる児童相談所は児童福祉法による18歳までの機関ですから、その後を見ていただけないので、公共的なそういう窓口をつくっていただけないかと申し上げました。それから生活資金ですね。とても不思議なことに、こういう子どもたちというのは、やはり学校関係のキャリアアップとい

いますか、学力をつけるというところも非常に難しいわけです。ところが上級学校へ進学するための奨学金の制度はたくさんあるのです。私たちはすごくそれがおかしいなと思ったのです。何でこの子たちの生活面のところを支援するシステムをつくっていないのだろう、つくってくれないのだろう。そのようなことも、1996年に都庁のほうに申し上げました。

でも、都庁も、やはり法律にのっとってやるのが行政なので、18歳以上の子どものことはタッチできませんというようなお返事でした。そのとき里親会も、アフターケアハンドブックをここまでつくってきたが、それをもう一步進めて、自分たちでそういう窓口をつくろうとか、そういうところまではまだ力が結実していきませんでした。というのは、毎日、里親は引き受けた子どもを見ているので、毎日いろいろなことがあるのです。事件が起きたりとか、警察に行ったりとか、ほんとうにいろいろなことがあるので、自分の子どもを見ているだけでも大変なのに、それを乗り越えて里親同士が結合して、そういう運動を起こしていくというところまでなかなか行かなかったのです。

そのころ、私はちょうど子どもが18歳を過ぎまして、やっとほっとしたということが個人的にあって、そういう者たちが結構いたもので、これは里親会でやるのは無理だから、里親会とは連携プレーはするけれども、里親OBが中心になってやろうと。OBは、里親の経験があって、さらにそういう問題があるということもわかっていますし、それから、もう目の前に子どもがいませんので、少し余力があるわけです。それで、1997年に25名の里親経験者たちで語り合っ、小さな支援グループをつくったのです。

そしてアフターケア専門委員会として1年間検討した中で、やはり直近の問題として、サラリーマン金融に子どもたちがお金を借りてしまって、お金の地獄に陥ってってしまうということがありますが、それは何としてでも防がなくてはならない。それにはやはり、ホームレスとか、そういうことになる一步手前のところで防ぎとめるために、生活資金などを貸し付けるところをつくらなくてはだめだということで、ほんとうに無謀でしたが、お金も何もない中で、ゼロ円からスタートし、アン基金という名前だけはつくりまして、それこそ近所のおじさん、おばさんとか、もう様々な方に語りかけて、1,000円、2,000円からスタートして行って、現在では原資が900万円ぐらいになりました。ぜひ1,000万円までは積み上げたいと思っているのですが、そういうようなことから貸し付けということを始めたわけなんです。

そのことについては、レジュメではなくて、後ろのホッチキスでとめてある子どもの虐待防止センターから要請されて書いた、・・・これは去年書きましたので、少し数字が違っているところもありますが、ただいま、6年間で11名の子どもに貸付ができております。その内実のことも、このCCAPのところに書いてございしますが、やはり先ほども出ておりました住まいの問題ですね、養護施設を卒業した子どもたちも同じだと思いますが、里親宅を離れましたら、住むところの確保ということが非常に難しい。

子どもたちは、途中で転職をしたりいたします。里親は万全を期そうと思って、18歳で措置解除になるから、それまでの間に一生懸命職業を探して、寮のある会社を探してという

感じで、そこまでは手だてをして卒業させていくのですが、大体5割ぐらいの子は途中でやめてしまうんです。今は、里子だけじゃなくて、若者全体が転職を何回かするということが言われていますが、この子たちも例外ではなくて、途中で転職したときに、一体どこに相談に行くのかということなんです。まだ18歳で、つながっていたときは里親にも言えるし、児相にも相談できるのですけれども、19歳、20歳、21歳になって、転職して寮から追い出される、職業もなくなる。そういうときに相談するところがない。ですから、私たちアン基金は、お金の貸付ということも掲げているのですが、実はその前に相談があるわけですね。里親さんを通したり、じかに子どもから電話で相談が来るわけです。そこで相談を受けて、この子には一体何の支援が必要なのかということを考える。相談がお金の貸付に直結なくていいわけで、社会的資源で、こういうところがあるから行ってみなさいということもあります。それから、どうしてもこの子には経済的支援をしなければならないといったときは、私どものほうからお貸しするというようなことを今までやってまいりました。

そして、アパートを借りたり、就職するとき、それからお金を借りるときに、保証人ということが、諸外国ではあまりそういう保証人という制度はないようですが、日本では、信用を得るために保証人ということがすごく問題になります。私たちの場合は保証人をとりません。結局、本人の実力だけが担保なんです。一応、里親さんの紹介ということで、推薦人として判こはもらっていますが、何もその方が、子どもが返済できなくなったときには肩がわりしなくてはならないとか、そういうことまでは要求しておりません。

今まで、11人の中にたった1人、返せない子がいます、今でも。その子はホームレスのような状態の直前に駆け込んできたものですから、これはどうしても貸さなくてはだめだということでお貸ししたのですが、やはり返すことができないでいるのです。でも、ほかの子はみんな、1月に1万円とか、5,000円とか、少しずつでもとにかく返し続けています。また、その指導が大変です。指導と言うとおこがましいですね、見守りということでしょうか。先ほどのいろいろな資料説明の中でもおっしゃられていましたが、やはり社会的養護の子どもたちというのは、ずっと見守る人、人と言ったらいいか、機関と言ったらいいか、その辺はわからないのですが、アン基金もできたらそういう機関になりたいなと思っています。そういうところが人間には、世界どこの国の人にも必要ではないかなと。普通は、それは実親が担っているのですが、こういう社会的養護の子については、児童養護施設から出たらもうさよならというのではなくて。

私どももこのごろ指導員の先生たちといろいろとコンタクトをとっているのですが、個人的に自分のところの養護施設を出た子どもと、アフターケアということでやっていらっしゃるけれども、個人が負担するということは非常に苦しいと言っていられませんでした。1人でトータル250万円ぐらい貸して、私のお給料がほとんどそっちに飛んでしまったと言っている方もいらっしゃいます。ですから、そういう個人的な努力でこの社会的養護の子をずっと見るのではなくて、やはり人間には、ずっと見守る、何か困ったとき、あるいは喜びがあったときでもいいのですけれども、こういういいことがあってうれしかったとい

うことを言いに行くところ、あるいは困ったときに、自分は今こういうことで困っているのだと相談に行く、人か機関かわかりませんが、そういうものが要だと思えます。アン基金がそういうふうになれたらいいなと思っております。

ただ、ほんとうに残念なことに、6年間やって11ケースの利用ということは、日本の里親さんは非常に情が深くていらっしゃるので、そこが西洋の方と違って、逆に私は日本人のよさじゃないかなと思っておりますが、里親制度の措置解除になっても、自分の育てた子どもということでずっと見守り続け、個人的にお金を貸したりとか、そういうことをしていらっしゃるので、アン基金への要請が少ないのではないかと。やはり里親さんは、個人的にその子をずっと見守り続けていくという働きを担っていらっしゃると思うのです。ですけれども、里親だけが肩に担っていくというのは非常に重いところがある。それをどういうふうにしたらいいかということが課題ではないかと思っております。

それで、私どもがやっております活動をちょっとお話しますと、レジュメの2枚目になりますが、5月の中旬に、全米里親大会に、日本の里子と里子OBを4人連れて参加しました。なぜそのようなことをするかというと、日本の社会では、例えばハンセン病とか、身体障害の方とか、知的な遅れのある方など、差別で非常に苦しんでいる方がいる。その中に、この社会的養護の子たちも含まれているのです。子どもたちははっきり言わないけれども、例えば里親さんが非常にオープンな子育てをして、自分は全然差別意識がなくその子を育てていても、地域の中で育てていますので、社会の人たちがそういう目で見たら、残念なことにそれが植えつけられてしまうのです。里親の家庭のみで、差別感が植えつけられないように育てて生きさせていくということは非常に難しい。それをせめぎ合ってやっております。成功している里親さんも何人かはいらっしゃいますけれども、大部分の方は社会のそういう差別感に圧倒されて、子どもたちが自分自身を差別したり、自分は差別的に見られているんだという苦しさを、やはり心の問題として持っているのですね。ですから、そういう差別感のないところを見せたいという気持ちがあります。全国里親会のほうで、過去3回、そういうインターナショナルな里親大会と子ども大会に連れて行った成果を見ていますと、子どもたちが多少なりとも、目からうろこが落ちるといいますか、僕らはそこしか知らなかったけれども、日本のような状態はおかしいのではないかと。里子とか養子になるのは、何も自分たちが悪かったからなっただけではないので、そのことを恥じることはないということに気がつくのです。

そういうことで、里親家庭、個人で支援もしていきますが、アン基金としては、もう少し大きな目で子どもたちを、さらに18歳以上になっても育て続けていきたい。その1つの活動として、海外の里親会とか里子会に、これからもできれば連れて行きたいと思っております、とてもお金の要ることですので、たびたびはできないだろうと思っております。

また、この8月、5、6、7の3日間、河口湖で里子会のキャンプをいたしました。主催は全国里子会で、各県に里子会がまだできていないので、全国里子会と名前だけついているのはおかしいと思うのですが、外国に行って社会的意識に目覚めた子どもたちを中心に、一

種の自助グループのようになって、先行く先輩が、一番苦しむ思春期を迎え、いろいろと悶々としている子たちの悩みを聞き、お兄ちゃんもかつてそうだったよ、お姉ちゃんもかつてそうだったよ、そのときはこういうふうに解決したよという具体例を話してやると、聞いた子どもは「そうか、自分はこういうふうになればいいのかな」という気づきがあります。そういう子どもたち同士ならではの作用は、私たち大人ではできないのです。私は里子を育ててきましたけれども、里子のほんとうの気持ちはやはりわからないのではないかなと、実は思っているのです。私は幸せな家庭に普通に育ってきており、ほんとうのこの子たちの苦しみというものはわかり切らない。ですから、それがわかり切っている、先行く先輩が後輩を力づけていくという作用をさせたい、そういう思いがあるので、ほんとうは各県単位の里子会というものができていけばいいなと思っています。

このキャンプでも様々な問題が起きました。人間はだれでもそうですけれども、問題はありますよね。酒、タバコに走って行ってしまふ、それから、人間関係だと思いますが、男女交際、セックスとかそういうほうに行きやすいとか、それにお金をどのように運営していくかという問題。その3つが、全国里子会、里子会を運営していくときにも非常に課題だと思っております。

だけどそれは、よきリーダーを育てていけばどうにかいくと思うのです。そのよきリーダーが一生担っていくのではなくて、その子だって結婚したりしていくわけなので、どんどん卒業していかせようと思っているのです。それで、また次のリーダーを。ですから、いつも次のリーダーを育てていくという作業を、私たち里親、あるいは皆様方、行政の方たちも含めて行っていくことが結局、里親養育の究極に求められる、この子どもたちを社会的に自立させることにつながるのではないか。社会的自立とは、自分1人だけ自立すればいいのではなくて、自分たちの仲間というとおかしいけれど、その子たちもともによりよく生きていけるようにしていこうという芽を養わせるということだと、ほんとうに遅まきながらで、私も20年も里親をやりながら、何で子どもを育てた後に気づくのだろうというふうに反省しているのですけれども、でも、気づいたときが始めどきと思って、それなりに仲間とやっております。

それで、行政と私ども民間とが連携プレーをしていくということがやはり大事です。行政はとても大きいのです。私ども民間、神戸や大阪にも家庭養護促進協会がありますし、東京でも今、カリオン子どもセンターというものもできましたが、そういう民間の力、民間の人たちがそういうことに気づいて、自分たちで事を起こして行って、それで行政とどのように分担してやっていけばいいかということを考えていけばいいのではないかと思っております。

どうもありがとうございました。

○庄司部会長 坂本さん、どうもありがとうございました。

18歳という年齢の問題、それから経済的な問題、保証人の問題、それからずっと見守る

人。それから里子自身を育てていく、その子たちが仲間も含めて自立できるように育てていく、そういったような課題があるということをお話いただきました。

では、続きまして、金子運輸株式会社代表取締役の金子俊一さんからお願いいたします。金子さんは、資料8に簡単な御紹介がありますが、昭和62年から児童養護施設の退所児童に対して、協力雇用主として就労の場の提供を始められて、その後、自立援助ホーム等の業務委託などをなさっておられます。

それでは、金子さん、よろしく申し上げます。

○金子代表取締役 私も大変申しわけございませんが準備不足でございまして、どのようなこととお話していいのかよくわからずに、昨日即席でざっと考えてきました。お役に立つかどうかわかりませんが、我が社の内容を御説明させていただきます。

まず、金子運輸といたしまして、自立支援ということで新宿寮の方とおつき合いがあるのですけれども、そのきっかけと申しますのが、17年前に新聞の求人広告を出しまして、それを見てある16歳の少年が応募してきました。その少年がたまたま新宿寮の寮生だったというわけなんです。

私どもは運送業でございまして、ちょうどその当時から助手つきの仕事が非常に多くなり、免許のない18歳未満の子でも雇用できる仕事が大変増えてきてまして、それで新聞広告を出したわけなんです、それに応募してきた少年を採用したわけなんです。採用後に、その少年が新宿寮の寮生だったということがわかったのですが、それがきっかけとなり、その職員の方といろいろお話しする機会がありまして、うちの仕事の内容を説明したところ、どうか1人だけではなく、数名お願いできないかというお話がございました。

当然私も、その新宿寮というものがどういう寮なのか知りませんでしたし、内容を聞きまして、もちろん承諾はいたしました。ただし、仕事上、どうしてもお客さんとじかに接しなければいけない仕事なものですから、いきなり現場に1人で出すというわけにはいきませんということを申し上げました。それで、寮の職員の方と寮生と、2人で一緒に同乗して、それにうちのドライバーがつく形で、3人で仕事を始め、寮生1人でできるだろうという判断がつきましたところで、うちのドライバーとツー・マンでやるような、そのような過程をずっと組んできました。大体、現在まで延べ200名ほどそういった方を雇用しまして、現在では正社員が8名、アルバイト的に来てもらっている子が3名、計11名に、社員として働いてもらっています。

その正社員の中には、もう配車のほうを任せている子もいますし、免許を取って、ドライバーとして立派に仕事をしている子や、新しい寮生の指導をしている子もいます。ほんとうに立派に育ってくれてまして、会社としても非常に大切な人材となっております。

そのような成功もありますけれども、当然、200人からの人が出入りしていますので、いろいろな問題もございました。まず、最初に問題になったのは、荷主さんのほうから、どうしてお宅の会社はしょっちゅう人が変わるんだという苦情を受けたことです。内容を説

明せず助手として使っていましたので、そういった苦情が来るのは当然だと思うのですが、幸いにお得意様には事情をよく説明しまして納得していただきまして、逆に、そういうことでしたらどんどん使ってくださいという励ましの言葉もいただきました。それが現在まで新宿寮さんにつながっている1つの大きな理由になっております。

問題点としては、先ほど坂本さんのお話にもありましたけれども、やはりいわゆるサラ金ですとか、あと、暴力的なことももちろんございました。サラ金が会社まで取り立てに来て大騒ぎしたこともあります。ですけれども、私どもは民間企業ですから、そういったことまで全部援助することはできません。職員の方と相談し、何かいい方法はないかということぐらいしかできないもので、その辺が非常に僕も悩んだところなのですが、新宿寮の先生方もいろいろいい方法を見つけられまして、ある生徒は相当借金があったのですが、いわゆる金利を一切払わずに、元金だけ返済すればいいような方法をとっていただいて、今、うちで働いて一生懸命返済しています。そういった程度しか協力はできないのですけれども。

あと、僕が一番寮生たちに感じることは、最初はどうしても、そういう暗い、つらい過去を持っている子ですから、人と話すのが苦手だったり、引きこもりがちとか、1人になりたがりというようなことがあるのですけれども、これが1ヶ月、2ヶ月たって、仕事を覚えて、自分でできるようになると、びっくりするぐらい変わってくるんですね。まず目の色が変わって、顔に笑顔が戻ってきまして、私はそれが非常に嬉しく思います。決して私たちが特殊な目で彼らを見ているわけではございません。そういった目で見えてしまいますと、どうしても彼らはそういうことに敏感に気がきますから、社員のほうにも厳しく教育しております。普通の関係ですね、いわゆる。ほんとうの一社員、一アルバイトという関係で接して、今日まで来ております。

先日も新宿寮の先生とちょっとお話したのですけれども、何しろこういう少年たちを自立支援する企業が非常に少ないということにして、業種もある程度限られている。そうなりますと、当然、子どもたちが選べる範囲が狭い。運送屋が嫌いな子もたくさんいます。「おれ、こんな仕事はやりたくない。」とはっきり言う子もいますし。ですから、私の希望といたしましては、もっと多くの業種の企業に、こういったことに少しでも参加していただいて、子どもたちがもう少し職種を選べるような環境になってくれれば、一番いいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○庄司部会長 金子さん、ありがとうございました。自分たちでできることと謙遜されてお話しになりましたが、ほんとうに実質的なといいますか、実のある実践についてお話しいただきました。

先ほど都の取り組み状況、あるいは自立支援にかかわる論点整理についての説明もありました。それから、今、坂本さんと金子さんから、実際の活動、自立支援に向けた活動についてお話をいただきました。

御質問もあろうかと思えますし、御意見等でも構いませんので、御自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○江川委員 事務局から説明があった資料4と資料6について、ちょっと説明しておいたほうが良いと思いましたので。

まず資料4ですが、措置時の被虐待児数と入所後の被虐待児数と、このまま字面を讀んでいくと、入所後に児童養護施設の中で虐待を受けたとも読めてしまいます。これは実は、いろいろ構造的な問題がありまして、児童相談所が措置をする際に、児童票というものを各子どもについて作成するのですが、そのときにこの子は被虐待児であるという認定をする基準が、僕らからみるとかなりハードルが高いのです。ここに、被虐待児であるという認定を受ける子どもの数は、民間・都立合わせて706名と書いてありますが、被虐待児であると児童相談所が認定しますと、やはりそれなりのプログラムをきちんと提供しなければいけない。例えば親に対する教育的なプログラムを提供するとか、28条措置というのですが、法的な措置をとらなくてはいけない場合もあるだろう。ほんとうでしたら、ここに書いてある全員が被虐待児というように認定していただきたいのですけれども、残念ながら児童相談所の中のハードルが高過ぎるので、入所後に養護施設で暮らしている子どもたちを職員が見る、そして育ててみると、いろいろ話すうちに親に殴られたとか、こんな仕打ちをされたことがあるとか、いろいろな虐待による後遺的な障害があらわれてくる中で、養護施設の側で、この子どもたちが被虐待であることは明らかであるという判断をしたのが、入所後の被虐待児数となります。

ちょっと長くなりますけれども、この辺はこのままホームページにアップされますと、児童自立支援施設では98人も入所後に虐待を受けているのではないかなどということになりかねず、誤解が多いかもしれないと思いましたので申し上げます。

それから、資料6の自立援助ホーム活動状況についてですが、これもこのまま読んでしまいますと誤解を招くかもしれません。

1の(2)相談件数に対する入所・非入所状況のところ、一番右側の入所率が24.0%、21.2%、18.4%となっています。これは先ほど御説明があったとおり、相談件数が毎年これだけある中で、もともとのキャパ、定員が70名、7ホームしか東京にはないわけですから、例えば相談に300人も来られても、70名定員のところに受け入れられるわけではないという意味です。相談があった件数のうちの、入れた子どもたちの率で、自立援助ホームの在籍率ではないということです。

それから、(3)年度別延べ入所者数も、これは重複しているところをどのようにカウントしたのか。例えば平成15年度の延入所者数が75名とありますが、7ホームの定員70名に対して、ほとんど入・退所がなかった、きっちりの人数だったというふうに読めます。ちょっとこれは私も記憶が定かではないのですが、調査を受けたときに、例えば1人の子どもが3カ月いて、もう1人の子どもが2カ月いても、やっぱり年間としては1と数えてしま

っていたのかもしれないので、出たり入ったりの数を含めると、実際にはもっと多くなるのではないかと思いました。ですから、基本的に、自立援助ホームの入所率はかなり高く、あいていないことが多いというのが現状です。ちょっとこの2点だけ確認のために。

○庄司部会長 ありがとうございます。結果を公開するときに、誤解を招かないようにしていただきたいと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 事務局としても、十分その辺は精査しまして、無用な誤解を与えないような表現にしたいと思います。

○庄司部会長 それから、もう1点、資料6の1(2)相談件数に対する入所・非入所状況の、理由の「その他」が非常に多いのですけれども、この「その他」というのはどういったことなんでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 現在データが手元にありませんので、またわかり次第、御案内いたします。

○庄司部会長 ほかにいかがでしょうか。

○工藤委員 ちょっとお二方の発言でお聞かせ願いたい。坂本さんがやっていらっしゃる活動に関連して、私はいつも思うのですけれども、生活支援等とスキルアップの問題みたいなもの、それがどういう形で確保されていくのかということ、僕らにとってもものすごく課題なんです。育英基金というものはあるけれども、なぜ就労育英基金のような形がないのかと。おそらく年間200万から300万ぐらいの金額を、2、3年、本人に貸し出すようなシステムがあれば、生活支援とスキルアップが図れるのではないか。これはもうちょっと大きな視点を持ってそういうものを考えてはいかがかなといろいろなところで言っているのですけれども、就労育英基金みたいな発想をみんなを持って、貸し出して、それを回収していくという、循環型の形で育てていくというのは、必ずしも里子さんだけではなくて、一般的な形での青少年にとっては必要なのではないのかというのがまず一つです。

もう一つは、金子さんにお伺いしたいのですが、車に職員さんと本人が乗る、これはコーディネーターとか、あるいはつなぎ役、指導役の人が乗りますよね。僕らはユース・コーディネーターという形をとっているのですが、これを一般化しようと考えた場合に、そういう伴走者のようなものが存在すれば、こういうお子さんたちの引き受け手が多くなるとお考えかどうか。

要するに、専門でない人がその子と一緒に仕事をするというときに、子どもが一定程度育つまで一緒に行動するような人間であるとか、あるいは精神的な問題のケアも含めてのコ

ーディネーターのような人間が存在すれば、受け入れていける、あるいは就労という形につなげるようなことをお引き受けくださるようなものが増えるのではないのかなと思うのですが。

もう一つ、最初から賃金というか、アルバイト料を払うのか、それとも丁稚奉公みたいなシステムで一定期間修行させるのか。あるいは、もう一步踏み込んだ場合に、ロスの一部を、企業さんが、専門学校というか、職業訓練校のようなものを経て育成するというようなシステムもありますが、それは金子さんの場合にはどういう形でお引き受けしているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○金子代表取締役 まず、賃金に関しまして、当然助手の賃金はお払いしております。

○工藤委員 それはきつくないんですか。実際の話をお聞きしたいのですが、それをどう克服するか。

○金子代表取締役 具体的な仕事の内容を言いますと、秋葉原の電気街の配送の助手をお願いしていて、さほど技術も必要ないし、配送先というのは毎日決まって同じところですから、1日、2日でほぼ要領を覚えてしまうような仕事です。当然うちのドライバーもついて指導しますので、その点は問題なくできております。ですから、特別な教育ですとか、そういったことはやっておりません。うちのドライバーがほとんど指導して、仕事の内容を教えています。

○工藤委員 つなぎ役として、一緒に寮の職員の方がつくという点に関しては。

○金子代表取締役 職員の方にも、1ドライバーとして仕事をお願いしております。車1台任せて。

○工藤委員 3人とおっしゃいましたね。

○金子代表取締役 3人で乗るのは最初のうちだけです。入寮したての少年は、はっきり言わせて、寮の職員の方もどういう性格だかわからないし、そういう少年をいきなり仕事の場に職員抜きで出すのはちょっと心配なので、ある程度、性格ですとか、力量などがわかるまで職員の方がついて指導して、さらに仕事はうちのドライバーが指導するという、そういった意味での3人という形なんです。1週間ぐらい様子を見まして、大丈夫となれば、ドライバーと2人でやってもらっています。

○庄司部会長 お仕事の基本は2人で組むんですか。

○金子代表取締役 ええ、その仕事は2人、ツー・マンの仕事です。

○山田委員 工藤委員の質問の続きみたいなものですが、究極的に言って、ペイするものなのでしょうか。多分、運送業界も今、結構競争にさらされて大変だと思います。短期的な見通しもあるのでしょうかけれども、長期的に、例えばこういうメリットがあるとか。つまり、慈善事業でやるというのは多分あまり広がらないと思うので、こういうことをやって、短期的にはともかく、長期的にペイするという実績が上っていらっしゃると思われるのでしたら、その点を強調していただきたいというのが金子さんへの第1点です。

あと、正社員になった方が何人かいらっしゃるということですが、運転免許の費用というのはどうなっていますか。昔の企業と今の企業の最大の違いは、企業内訓練費用を削っているとか、削らないとやっていけないという状況があると思うのですが、例えば金子運送さんでは免許の補助とかそういうのをやっていらっしゃるのか。また、それをさらに長期的に見て、企業としてペイするのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○金子代表取締役 当然、助手の運賃は荷主のほうからいただいていますので、それに関しては全然問題はありません。慈善事業でやっているわけではございませんので、それに見合った給料をお払いしております。

それと、運転免許についてですけれども、貸出というか、一時、免許を取るための、例えば合宿へ行く費用ですとか、そういったものを貸すことはございます。ただし、必ず返済はしております。会社としても、やはりドライバーとしてやっていただくのが一番メリットがありますので、その点はちゃんと、お金は、もし足りない場合はお貸ししてしております。

○山田委員 十分ペイしているという。

○金子代表取締役 それに関しては十分ペイしております。

○山田委員 全員、男性ですか。

○金子代表取締役 そうです。新宿寮というのは寮生が全部男性のみなので、男性でございます。

○庄司部会長 坂本さんについての御質問はいかがですか。

○山田委員 先ほど欧米との差ということを言われたのですが、私は、御存じかもしれませんが、パラサイトシングルという、つまり学卒の、親がかりで、親に寄生してリッチ

に生活をする若者という、その名付け親です。多分欧米では、実の子であっても20歳ぐらいで自立をさせるのが原則なので、こういう制度もやりやすいのかなと思うのですけれども、日本だと、とにかく大学の費用からあらゆる費用が親持ちということになっていますので、里子とか施設のお子さんは、相当格差というか、お金の欠乏に苦しむと思います。それを里親がやるというのは無理が来るというふうにお考えだと思うのですが、それをだんだん広げていくに当たって、果たしてその辺が、先ほども慈善事業という言葉を使いましたけれども、どうでしょう。やはりボランティア的、慈善的な側面もあると思うのですけれども、里子の18歳以降の自立支援をする際には、何か1つの仕事とか職業のようなことを考えたほうがいいとお考えですか。それとも、やはりボランティア的なところを中心にやったほうがいいとお考えでしょうか。

○坂本副理事長 私どもがやっていることが、ボランティアとしてか、あるいは何かそういうきちんとした・・・。

○山田委員 きちんとした、例えば個々人で、18歳になれば法的な制度はなくなりますから、18歳を超えた里親の元里子に対する援助はボランティアになりますね、事実上。それはやはり制度的なものが必要だというふうにお考えですか。

○坂本副理事長 今のところ、いろいろ私たちの頭の中で考えても、これしか方法がないのでやっているという感じです。

私どもは2回ほどアメリカに視察に行ったのですが、あちらにベンジャミン何とか基金という大きな団体がありまして、社会的養護の子どもたちにお金を貸し付けています。どのようになっているかという、あちらはやはり里親さんが非常に多いので、子どもたちに傷害保険をかける保険業務をその団体がやっていて、その収益を基金のほうに当てている。それはボランティアではないと思います。

でも、私どもはほんとうに皆様の善意のお金を少しずついただいて、積み上げてやっています。この元金は、今、900万円ぐらいになったんですけれども、これはある程度積み上げましたら、なくなるものではないんです。というのは、返す方向に子どもたちを見ていきますので。それが実は大変なんです。ですから、見ていくということをボランティア活動でするのか、企業としてペイしながらやるのかということになってきますね。

○山田委員 ついでに、里親自体に関しても、例えばそれを施設のような仕事としてやるという考え方には反対でいらっしゃいましょうか。

○坂本副理事長 私たちアン基金をやっている者たちは、仕事としてやるということにかなりクエスチョンマークをつけている者たちです。

ただ、カナダとかアメリカの状況を聞きますと、世界中どこの国でも里親が足りている国ってないんですね。いつも里親を開拓しているのが世界中の状況です。私は日本だけが少ないのかなと思っていましたが、そうではなくて、どこの国でも、アメリカのように里親がすごく多いと言われている国でも、絶対数というか、必要とする子どもたちについて考えると足りないわけなので、いつもいつも開拓しなくてはいけないのです。だから、その開拓をするのに、カナダとかアメリカでは、里親さんになっていただきやすくするという一つの方法として、里親にきちっと研修を施し、その研修をちゃんとクリアすればこれだけのお金を出しますから、里親になってくださいとした。ただ、最初に、変な話、お金目的で里親を始めた人が、途中でそうでないように思ってください、いわゆる子どもの権利とか福祉とか、そういうことに気がついてくださる里親さんに変身していただくような研修ができるか。あるいは、もうそういう人は自分の人生哲学がそうなので、もう絶対変わらないのか。それはやってみないとわからないと思う。ですから、やはり研修を受ける側のほうとしては、希望があるならばそういう研修をいつも施して、きちっと里親さんにレベルアップしていってもらうということが大前提になります。そのように思っています。

○庄司部会長 社会的養護を必要としている子どもは、日本では90%以上の子どもが施設で暮らしていて、里親のもとで暮らしているのは、国レベルでは6%程度というふうに言われています。やはり家庭的な環境で育つ場をもっと提供したいと考えるわけですが、ただその場合に、現行の里親制度では、国でいうと、子どもの生活費が約5万円、里親手当として3万円で、東京都は加算がありますが、子どもを塾に行かせたり、部活をさせたりということを見ると、5万円では賄えなくて、里親手当を使う、あるいはそれ以上の負担を里親がしていることも多いわけです。ですから、もっと里親手当を多くする。あるいは職業的な里親というのを考えたかどうかという意見はいろいろ出ています。

それから、就労育英資金という話もありましたね。

○坂本副理事 私どものアン基金というのが、そういうものに将来なっていけたら、どんなにいいかなと思っております。今はまだ力がなく、東京及び東京近辺の里親家庭で育った青年たちに援助をするというような限定がありますが、これが社会的養護の子どもたちにも広がればいいと思っています。あるいは、先ほどおっしゃった、もっと広い意味で、今、ジョブカフェとか、若者受けするような形で就労を支援する、そういうものを厚生労働省が考えていますが、一般の青年を支援するという意味において、就労育英基金というものを、もっと公的な制度としてつくっていただけたら、私どもはほんとうにありがたいと思っております。

○庄司部会長 アン基金として貸し付けている限度額というのは、たしか20万円ですよね。

○坂本副理事長 NPOになりましたから30万円に引き上げました。

○庄司部会長 それくらいの金額を自立した子どもたちは必要としている。前にアン基金からお金を借りた子どもに聞いたことがあるのですけれども、10万円、20万円借りて、それで金額的に役に立つんですかと聞いたら、それでも助かりますということ言っていました。ほんとうに経済的な支援を求めている、ほんとうにささいな額の、サラ金で何百万円ということではなくて、ほんとうに小額なものを求めている人たちもいるわけですね。

○工藤委員 この前、竹花副知事がうちにいらしたときに、就労育英基金というのも1つ話題になりました。そのとき僕にどうですかと言うので、僕は小者過ぎてだめですというふうにお断りしました。やはりもっと大きな力が働いて、大きな金額というのが必要なのではないか。少額の資金も必要なのかもしれませんが、もう少し長いスパン、年単位で、育つ期間を生活ともども保障するような形で、大きな規模で物を考えていく必要があるのではないか。また、社会的な自立支援としての一つのきっかけになればというふうに思いますので、なるべくこういう機会ですから、みんなでそういう方向性が模索できるようであれば、皆様にも御一考していただいて、ぜひ実現化へ向けていくような方向があれば、お願いしたいというふうに思います。

○庄司部会長 就労育英基金というような、生活面にかかわる経済的な援助も必要ではないか。坂本さんのお話にもありましたが、里親としての法律的な関係は切れても、自宅に、あるいは自宅の近くに住まわせて、その子の自立、生活を支えていくことをしている里親は多いですし、また、18歳になったときに養子縁組をして、これは養子縁組になってしまうので実態が外に出てきませんが、生活を支えていくということもあります。

アン基金は東京都の里親さんたちが立ち上げたものですけれども、これを参考にして、ほかの地域でもこれと同じような里親のグループをつくらうとする動きもあります。

ただ、そういったところがないと、実際には里親さんがすべて個人的に負ってしまうことになり、聞いた話では、18歳を過ぎた子どもとかかわりを持っていて、その子が交通事故か何かを起こして、車の代金、何百万円かを里親さんが負担したという、そういったこともあります。

アン基金は、ほんとうは里親のもとを離れた子どもが対象でしょうけれども、施設を出た子どもも同じように考える必要があるかと思います。

ほかにかかでしょうか。では、村井委員から。

○村井委員 2点ほど発言をさせていただきます。

1つは、資料3の論点整理(案)です。私、前回、ちょっとお休みしてしまったので、前

回議論があったかどうかわかりませんが、2枚目の自立支援体制の整備というところで、自立援助ホームの現状として、アフターケアが十分に行われていないと書いてありますが、アフターケアなんですか。つまり、自立援助ホームというのは第2種の相談事業ですから、一緒にホームで暮らしている期間だけではなくて、出たあとにきちんと相談援助するというのも本来業務であって、これはやはりアフターという言葉を使うのはなじまないというふうに思います。

2点目は、里親さんの、坂本さんのお話を聞いてすごくいろいろ考えさせられたのですが、里親さんが里親解除してからも子どもが相談に来て、それを受けるのは、関係性としては当然ですね。ただ、その相談を受けることと、経済的な援助まで負担してしまうことがイコールであるというところが問題だと思うのです。そういう点では、二つありまして、やはり里親さんにも、出たあとの相談を受けることも本来業務なのかどうかというのはちょっと置いておいて、そういうことを受ける機能をきちんと持ってもいいのではないかという認識を私たちが持つ必要がないかどうかということ。もう一つは、経済的な支援の問題に関しては、里子さんも、それから自立援助ホームに来る子どもも、社会的養護を必要としている子どもであることには変わらないわけです。たまたまいろいろな事情で、児童養護施設であるのか、里親なのか、あるいは自立援助ホームに来たのかというだけで、子どもの側から見たら同じような条件ですから。児童養護施設に措置費で出ているはずである就職準備金とか、あるいはこの間、3月中に支払う大学の入学金等は措置費として出すようになりましたが、児童養護施設に入った子どもたちに関しては、いろいろな紆余曲折があって、十分ではありませんけれども、高校以上の、要するに18歳以上の進学之道というものも、徐々に、徐々に切り開かれてきている。やはりそれと同じように、経済的な面では、社会的養護の子どもというのはどこに養護されようとも、平等にという形で、就職準備金とか上級校への入学金とか、そういうものは制度的にきちんと保障する。そして、相談機能は自立援助ホームの職員とか、あるいは里親さんが機能として分けるといって、そういう役割分担をきちんとする。先ほど広岡さんのお話が出て、私も懐かしく、広岡さんから学んだことがたくさんあるのですけれども、やはり自立支援というのは、実際に社会に出して、失敗をさせながら、それに相談をきちんとつけて、そして成長させていくことだというふうに考えれば、アフターではなくて、相談先の保障とか、あるいは相談機能の充実という形で自立支援のあり方を考えていく必要がないかなと思います。

○庄司部会長 措置解除する前に、進学とか就職の準備金というのは、これは里親にも多分出ていると思うのですけれども。

○村井委員 自立援助ホームです。

○庄司部会長 自立援助ホームには出てないですね。

それから、人としてのつながりとか相談ということと、経済的な支援とういのは分けたほうがいいというお考えですね。

○村井委員 そうではないと、負担が重くてやり切れなくなるかなと思います。

○庄司部会長 そのことについて、坂本さん、何かありますか。

○坂本副理事長 アフターケアという言葉を使っているわけですが、それは18歳以降のことという意味で使っています。確かに先生のおっしゃるように、私ども里親はずっと子どもとつながってやっていますので、養護施設を卒園した子どもたちもそうですが、やはり、この子たちをどこがいつもずっと見てくれているのと。自分の里子は見ようということは、里親は思っている。ですから、もっと全体的に考えれば、漏れなくそういう子どもたちのことを見守り続けて、相談も受けられるところがちゃんと常設されているということがすごく必要だということは、私たちは肝に銘じてわかっております。そういう業務をするということについて、先ほど山田先生もおっしゃったけれども、その相談業務を受ける人に対してペイされるのかというようなことが、例えばそのシステムに入ればペイされるのか、そういう形になるんじゃないかと思うのですが、そこら辺のところは、もっと私どもも訴えていかなくはないかなと、気づかされました。

それから、相談業務と経済的支援を別にするというのはすごくいいことですが、経済的支援をするほうは、ほんとうに必要なことにしかお金を出せませんよね。そのことをきちんと把握するのはやはり相談業務の中です。だから、その辺のところの連携プレーがきちんとできなければ、ちょっと分けるというのは難しいのではないかな。でも、その連携プレーがきちんとできれば、それはいい方法じゃないかなと思います。

○庄司部会長 それから、措置解除しても、里親と里子との関係というのは切れないというお話ですけども、里親はその子の一生を見なければいけないことでしょうか。

○村井委員 一生というところまでは考えていませんが、逆に、18歳で機械的に切ってしまうのかということに対して、やはり継続的に相談業務だけは受けてもいいのではないかなと。そのことを、逆に、個人の個別の配慮ではなくて、システムの的に保障するような、そんなシステム、支援体制という認識が持てないかなと思います。

○庄司部会長 個人ということではなく、そういう制度をつくると。

○鈴木委員 里親さんの立場からして、18歳以降の子どもの自立までの支援というのは、ものすごく大変だと実感していますので、私は里親家庭がそういう業務を負っていくとい

うことより、どこかにそういう機関があったほうがいいと思います。

里子が、自立の過程で際限なく問題を抱えておられるという実態を考えると、一人一人の子どもの自立までのプログラムを立てることが必要だと思うのです。そのプログラムを立てるのは、里親さんも、子どももひっくるめて、やはりある程度きちとした機関が支えないと、とても大変です。坂本さんがおっしゃったように、これは経済的問題で解決できるのか、これは治療が必要なのか、それを総合したプログラムができない限りは、とても負いきれないだろうと思っています。

そういう意味では、きちとした機関がプログラムを立てる中で、里親さんの役割とか、それから就労育英資金みたいなもの、それが運用されれば、それをどう取り込んでいくか、そこはだれが責任を持つかとか、そういう細かいプログラムができることが望ましいと思っています。

ついでに、自立について、ほんとうに何が必要かということで、私の意見なんですが、社会的養護に入った子どもたちを見ている、あるいは社会的養護に子どもを入れる親を見ている、自立できない問題が何かというと、やはり対人関係の問題が大きいと思うのです。生きていく技術を身につけて自信を持てるタイプと、それから支えがあることによって何とか社会的に生きていけるタイプと、いろいろあると思うのです。治療に行くしかないこともあります、その様なことを見ながら、個別のプログラムをどうやってつくってあげられるかというのが、一番取り組んでいるところですし、そこがきめ細かくなることが望ましいと思っています。

それを考えるときに、子どもは傷があってもいいし、トラウマがあってもいいと思うし、治療継続中であってもいいし、それでも生きていく方策をみんなで前向きに考えていくという姿勢のほうが、今、私にとっては、よりいいと思うし、効果的だと思う。ただ、それはほんとうに傷の深さであるとか、治療の必要性とか、そういうことを十分踏まえた上でなんです。そのプログラムがないと、いろいろ与えても、先ほど慈善的になるのではないかとか、いろいろな御発言があったと思うのですが、与えるものをうまく生かせないというふうに思います。

○田辺委員 坂本様にお尋ねしたいのですが、先ほど地域の目が差別をするというお話がありました。十数年前に近所に養子縁組をした方がいらっしゃったんですが、近所の方がとても騒ぐわけです。結局、いづらくなってしまうと転居してしまったということ、養子縁組したそのときからずっと見ておりました。それから十何年たちましたが、やはり地域の目というのはあまり変わっていないなということを感じています。

そうした中で、2点ほどお伺いしたいのですが、里親さんとして、今、お話を聞くと、ほとんど女性、お母さん役の方がかかわっているわけですが、お父さん、男性の方はどんなにかかわりをしていらっしゃるのかなということが1点。

もう一つ、実の親に対するケアというのはどこかでできているのだろうか。家族の再統合

というのは全くないのだろうか。できれば再統合ができるような状態に、里親で育つ子どもと、またその親に対するケアがどこかでできたらいいのではないかなと思いますので、その点を教えていただきたいと思います。

○坂本副理事長 地域の日ということなんですけれども、里親というのは、実は私たち里親会の中に入っている者たちの中でも、どうしても2通りに分かれるといいますか、どちらかという、アン基金プロジェクトを一生懸命推進している里親というのは、オープンに育てていくということを信条にして子どもを育ててきた者たちなんです。

東京都は養子縁組制度と養育家庭制度と2つに分けているのですけれども、養育家庭制度というのは、実は、預かって子どもが自立するまで、あるいはその必要とされる期間育てるということでスタートしているのにもかかわらず、自分たちに子どもがいないので、子どもが欲しいという意味合いで里親登録をしていらっしゃる方もすごく多いんです。これが日本の問題かと思います。パーマネンシープランニングということで、多分、愛着関係のこととか、ずっと見守りができるということで、一番究極は養子縁組にするのがいいというのが世界的な流れですが、日本の場合、養子縁組にするということが、ほんとうに子どもの福祉の立場に立ってのことだったらいと思うのですけれども、親のほうのエゴで、うちに子どもが欲しいから里親になって、しばらくたってから養子縁組をするというようなことで、実は地域社会で育てるときに、非常にそこに齟齬が生じるのです。

私どもはオープンに育てていますので、例えば子どもが来るとなったときに、ちょっとチョコレートの小さな包みでも持って、前もって近所のある程度の人たちのところに、今度、いついつうちにこういう子が・・・こういう子というのは、いちいち詳しく言わなくてもよいのです。途中から何歳の子が来ますけれども、どうぞよろしくお願ひしますというようなところからスタートしてやっております。子どもが傷ついたりしてもいけませんし。田辺委員は、地域はあまり変わっていないとおっしゃるので、その里親がその地域にいて、そういうふうオープンにしていくことによって、その周りの人たちの思い方が変わってきます。そういう力を里親というのは持つべきだと思うし、実際やってきております。

でも、そういう人は、養育家庭制度の中に入っている人たちの中でも、5割はないと思います。そこが日本の問題ではないかと思っています。

それから、男性のかかわりについてですが、私も長い間、いろいろな里親さんとおつき合いがありますけれども、里父は表に出るというよりも、里母が一生懸命、毎日、子どもにかかわっていろいろやっていることを後ろから見ていて、お母さんの愚痴の聞き役になったり、いいんだよ、おまえがそういうふうに頑張っていることは間違っていないよと後ろから支援したり、そういう精神的な支え役を担っているお父さんが多いです。ですから、アン基金の活動もほとんど里母さんが出てきてやっているのですけれども、それを後ろから、おまえたちがずっと里親をやってきて、自分も含めてなんだけれどもやってきて、そういうことが必要だと思ったから、そういう活動に移ったんだね、頑張ってやれよという、そういうお

父さんが里父さんには多いです。ですから、お父さんが表に出てくるということは、どちらかというとき少ないかも知れません。

○庄司部会長 ただ、里親会の研修なんかやると、結構、里父さんも出てきてくれていますので、一般の家庭のお父さんよりも、里父さんは頑張っておられるかなというふうにも思います。

それから、パーマネンシーという言葉が出ましたが、これは子どもにとって永続的な関係を結ぶことが大事で、そのためには、実親のもとへ返すか、あるいは養子縁組をするかということですが、日本の場合には、子どものためというよりは、家を継ぐとか、私たちのためという養子縁組の方が多いので、ほんとうにこのパーマネンシーの役を果たしているのか。それから、里親制度の中に、既に養子縁組と里親制度が混同されているという問題がある。そんなお話だったと思います。

○江川委員 先ほどはデータに対する意見だけだったので、3点ほどあります。

村井さんの御質問に答えること、第2点はともに働くということ、第3点は里親制度が絶対的に優位であるということをお願いしたいと思います。

村井さんの質問の、自立援助ホームの職員の絶対数が少なく、アフターケアが十分に行われていないという点ですが、私はこういうことをいつも言っています。自立援助ホームの職員の配置について、外に出ている子に対する就労支援、相談機能を認めてほしい。ですから、1名つけてほしいというのはずっと東京都とやりとりしてきたことです。これをあえてアフターというふうに呼んでいいかとは思いますが、最近、私たちはスタートケアと呼んでいます。施設を出てから本番が始まる、そこに対する支援はどんなことができるのかということで、ある自立援助ホームの職員の発題から、スタートケアというふうに呼んでおります。ぜひそういった形で、知的障害者の通勤寮並みに、就労支援、担当の職員の配置をお願いしたいということでこれが書かれているということです。

それから、ともに働くということについては、私がかつて工藤さんの「ため塾」を訪ねたときに、工藤さんが野菜カット工場の真ん中で、ねじりはち巻きをして子どもたちと一緒に野菜カットをして、長靴姿で出てきたというのを思い出しました。子どもたち、もしくは青年期に入った子どもたちと一緒に働いてみることによって、いろいろなことが見えてくるというのがすごくうらやましかったのです。

それから、金子運輸さんについては、ずっと前から存じておるのですが、やはり新宿寮の職員が、子どもと一緒に一つの車でルート配送する中で見えてくるもの、パラサイトであろうが、プー太郎であろうが、働かない、働けない青少年が増えているといっても、仕事をしてみると見えてくるものというのはあると思います。学校や家庭の教育だけでは見えてこない、職場で見えてくるもの。結局、働かざるもの食うべからずということが、日本では説得力がないんですね。働かなくても飯を食えますから、どうやったって飯を食える時代で

すから、そういった意味では、親の背中を見て育つという時代ではもうないと。親の背中、帰ってきて酔っぱらって寝てしまうような存在としてしか見えないわけです。やはり親と一緒に働いてみる。それから施設職員や教師が子どもと一緒に働いてみる。そういう意味では、金子運輸さんの懐の広い、施設職員が子どもと一緒に働く場を提供して下さるといのはとてもうらやましいですし、広めていかななくてはいけないと思っています。

よく小学校の夏休みに、子どもが親の職場を訪ねてみようなんていうことをやっていますけれども、そういうことを当たり前にする。1日くらいは小学生だろうと一緒に働いてみるとか、そういうことがもっともっと増えてくれば、仕事をする意味と、働かざる者食うべからずということが、少しは広まってくるかなと思っています。

それから、里親さんが絶対優位ということですが、私は実はもう一つの顔で、児童養護施設の副園長もやっているのですが、40名の子どもを日々見ていて、この子は絶対里親で育ててほしいというのが、40名中の9割ぐらいいます。施設養護というのは集団で子どもがいるということ自体が異常な事態ですので、その中で我々がいろいろな形で社会制度を整えながら、システムを整えながら、トレーニングをしながら子どもを育てても、やはり限界があるし、システム虐待がどうしても出てきてしまう。それに比べれば、里親さんがトレーニングを必ず受けることと、ギブアップしたり、ちょっと休みたいということに対するバックアップの体制がきちんと保証されているという、この2点が必要だと思うのですが、里親制度がもっともっと拡充して、施設がどんどんなくなっていったらいいなというふうに考えています。

今日は素晴らしい2人の方のお話を聞けて、よかったですと思います。

○大谷委員 里親ということについて、今日は、実は初めてとあっていいぐらい、いろいろな話を聞かせていただきましてありがとうございます。非常に大変なことを、そして素晴らしいことをやっていらっしゃるんだなと思いました。

ただ、里親さんをなさるといことは、やはり相当な御自身のお気持ちと、こういう言い方をすると大変失礼なんですけれども、経済的な余力もかなり必要なのではないのかなという感想を持ちました。そういう意味で、先ほど江川さんが、本来、多くの子どもが里子さんとして育っていくのがよいというお話をされましたが、それをカバーするだけの、今度は受け皿のほうが、今非常に少ないというお話も伺いましたし、それは多分、私が今、最初に申し上げたようなところでの影響というのも大きいのではないのかなと。そういう受け入れするためのいろいろな制度をもう少し充実させるといいますか、見直しが欠かせないのだろうなと思います。

今から自分がそういうことにのめり込めるかという、もう一つ自信はございませんが、少なくとも今日、お話を聞かせていただいて、痛切にそういう点を感じた次第でございます。

○庄司部会長 里親になるには、特別な経済的な余裕はなくても大丈夫ですし、里親といっ

でもいろいろあって、長期に預かる人から、夏、冬、短期間、施設の子どもを預かるのまで幅がありますので、ぜひご検討いただければというふうに思います。

○福田委員 今日、里親の話を受けて大変よかったと思います。東京都としては養子縁組をやっていると思うのですが、この辺の話も聞きたかったなと思いました。現状がどうなっているかということですね。

坂本さんから、新しいことを一つ聞いたと思うのですが、今までこの審議会の中で取り上げている子どもたちを自立させましょうということでもいろいろ討議されて、現在施設では6割の被虐待児を抱えている。そういう中で自立させようとしても、そのような虐待を受けた子たちは、そんな簡単に就労できませんよという警告もあったわけですね。そういう自立できない中で、まずやらなくてはならないのは、鈴木先生もおっしゃっていたように、自尊心の確立、社会が変な目で見ているということに対して、差別に対する劣等感を取り除くメンタルなケアも必要ですよ。だから、就労するのが当たり前でなくて、それをできない人をどのようにカバーしていくのかということも結構、議論されたと思うのです。

そして、江川さんたちの話によって、具体的に、今、言った自己の尊厳化というのは、毎日やらなくちゃいけない内容だという発言も出ましたし、そのような中で、今日の新しい点はどこかという、坂本さんがおっしゃったのはこういうことだと思うのです。アフターケアという言葉を使っていますが、やはり必要なのは、だれが面倒を見るかとかということではなくて、何かあったときに相談できる、そういう体制を今後どのように構築していくのかということだと思います。プログラムの中にそれも入れていければと思っているのです。就労支援で終わるのでなく、1つのヒントとして、子どもたちの中からリーダーを育て、リーダーがその中で子どもたちを育て、大きな力を出すというようなことも必要だと思ったのです。

というのは、私がある児童施設で聞いた話では、先輩を呼んで、自立するのはどういうことかという話を聞いて、大きな力を得たと言っているんですね。そのような先輩と後輩の関係を何らかの関係で強めながら、リーダーを育てていくというプログラムも入れていいんじゃないか。とりわけいろいろなケースを考えて、その選択肢が多ければ多いほど、その人の大きな助けになるのですね。今、言ったプログラムも必要かなと思いました。

そんなわけで、今、プログラムの中に、施設を出た人にどのような方法があるのか、いろいろ選択肢があると思うのですが、そういうものをより豊かに今後、審議の中で施設出身者、職員、東京都及び学識経験者の意見を聞きながら出していければいいかなと思いました。

○庄司部会長 ありがとうございます。瀬戸委員、いかがでしょうか。

○瀬戸委員 社会的自立というのは、経済的自立といいますか、仕事をするというところが非常に重要だという以前からのお話もありましたが、アン基金、あるいは金子運輸さんがや

っていらっしゃるようなことをもっと広げて、いろいろな人たちがやればいいなというふうに思います。それをするために、実際にやっていたら立場から、こういうことがあればもっと広がるのではないかというようなことがもしありましたら、行政なり、あるいは世間一般を含めて出していただけるとありがたいなと思うのですが。

○庄司部会長 金子さん、どこでもやっているわけではないので、金子さんがやっているようなことをもし広めていくためには、どういったことがあると可能になっていくかみたいなことを、もしありましたら、お願いしたいと思います。

○金子代表取締役 すぐには思いつきませんが、たまたまうちの仕事の場合は、単純な作業だから可能だったと思います。複雑な難しい職業だと難しい点も多いんじゃないかなと思います。ちょっと今、即答できなくてすみませんが。

○庄司部会長 ただ、とてもキーになる御質問だと思います。少なくとも私も初めて具体的に金子さんのお話を伺ったのですけれども、こういった活動があるということは、もっと共有していくといいますか、周知していくことができれば、自分のところもというふうに考えてくれる人も増えるのではないかと期待したいと思います。

自立ということを考えたときに、やはり心の問題、人間関係として、いつでも相談できる体制、経済的な支援、それから就労の問題、こういったことがあるということがわかってきました。

ただ、相談にしても、経済的な支援にしても、個人、あるいは1施設ではなく、機関として、あるいは制度として対応していくということが必要ではないか。それから、人間関係としては、先輩・後輩ということは、これは里子会などが試みようとしていることですし、そういうことも必要なのかなというふうに思いました。

あと、養子縁組については、資料を次回、用意していただけますでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 その予定であります。

○庄司部会長 せっかく盛り上がったところだと思いますが、時間の都合もありますので、本日の審議はこれまでにしたいと思います。

次回は、10月の初旬を予定しています。日程は事務局で調整しますが、この論点整理を、今日の議論も含めて、またお示しして、その後、この部会の期間も限られていますので、具体化に向けて進んでいきたいというふうに思います。

また、本委員会が1度、予定されています。

それでは、事務局のほうでお願いします。

○中山少子社会対策部計画課長 専門部会は、今、部会長から御説明ありましたとおり、10月初旬を目途に本日の議論を踏まえて、論点をさらにきちんと詰めていきたいと思っております。

その前に1度、本委員会を予定しておりますので、そのことにつきまして御連絡いたします。次回は、9月16日午後6時から、第2回本委員会を開催いたしたいと存じます。中身は、冒頭、部長からお話ししましたとおり、次世代育成支援の行動計画を、各自治体や、300人以上の企業ではつくるのですが、東京都でも今それに向けて、様々方々の御意見をいただいているところでございます。その中で、当児童福祉審議会からも幅広い御意見をいただきたいというふうに考えております。それを9月16日の本会議でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ぜひとも御出席をいただければと存じます。

以上でございます。

○庄司部会長 それでは、本日の専門部会は終了いたします。長時間ありがとうございました。

閉会